

和歌山大学大学院経済学研究科社会人短期履修制度に関する規程

制 定 平成18年11月22日

法人和歌山大学規程第 540 号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学大学院経済学研究科規則第6条の3に基づき、和歌山大学大学院経済学研究科（以下「本研究科」という。）において、標準修業年限を1年とすることに関する必要事項を定める。

(定義)

第2条 社会人学生の標準修業年限を1年とする制度を社会人短期履修制度（以下「短期履修制度」という。）とし、短期履修制度を利用する学生を社会人短期履修学生（以下「短期履修学生」という。）とする。

(申請資格)

第3条 短期履修制度による修学を申請することができる者は、社会人としての実務経験を2年以上有し、本研究科が開設した科目の単位を、入学前に6単位以上修得している者とする。

(申請手続)

第4条 短期履修制度による修学を希望する学生は、指導教員の許可を得て、入学時に研究科長に申請しなければならない。

(取消申請手続)

第5条 短期履修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、指導教員の許可を得て、研究科長に短期履修制度による修学の取消を申請しなければならない。

- (1) 長期履修の申請を希望するとき
- (2) その他指導教員が認める特別の理由があるとき

(許可)

第6条 前2条の申請に対しては、本研究科会議の議を経て、研究科長が許可する。

(学籍簿への記載)

第7条 前条の許可があった場合は、学籍簿にその旨を記載する。

(学位論文の提出)

第8条 短期履修学生は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす場合に修士論文を提出することができる。

- (1) 本研究科修士課程に6ヶ月以上在学していること
- (2) 本研究科が開設する授業科目（研究指導を除く。）の単位を12単位以上修得していること
- (3) 修士論文を提出するための必要な研究指導を受けていること

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、短期履修制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。